

13-49 移籍ロータリアンと元ロータリアン に関する規定を改正する件(英国)

本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったと言う条件を削除

提案理由・・・削除が提案されている文言は、引き続き同じ住所に住み、同じ職業に就くロータリアンが近隣のクラブに移籍するのを妨げることとなる。さらに、この文言は、そのような人が、以前に所属していたクラブに再入会するのを妨げることになる。

採決⇒446対65で採択

41

13-51 移籍ロータリアンと元ロータリアン に関する規定を改正する件(トルコ)

元会員や移籍会員は元のクラブより推薦を受ける事が必要条件

提案理由・・・移籍会員や、クラブを変える元会員には、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求めるべきであり、以前のクラブからの書面による承認を得るまでは、そのような会員を入会させるべきではない。そうすることで、出席面で深刻な問題があった元会員や移籍会員、クラブに積極的に参加していない元会員や移籍会員、職場や日々の生活で高い道徳的基準を推進していない元会員や移籍会員が、ロータリーに入会できないことになり、その結果、ロータリーのイメージもさらに向上することとなる。

採決⇒260対255で採択

42

13-54 各地区におけるEクラブの制限数をなくす件(理事会)

Eクラブを一地区2つまでとする数の制限を削除する

提案理由・・・現在、この上限数は2である。2つを超えるEクラブを地区に設立したいと望んでいる地区ガバナーがあり、これまでに5地区がこの上限に達している。本制定案は、さらに多くのEクラブの設立を通じて、会員増加を促すと思われる。現状3000人の会員、100以上のクラブが存在する。もっと若くてダイナミックな組織の充実がなされる。平均年齢47歳(10歳以上若い)45%が女性(20%以上多い)Eクラブは奉仕プロジェクトを実施し、若いプロフェッショナル、リタイアしたプロフェッショナルが多い。採決⇒295対220で採択

43

13-58 「地区協議会」という言葉を 「クラブ・リーダーシップ研修セミナー」に 変更する件(米国)

提案理由・・・「協議会」という言葉は、さまざまに異なる意味や解釈を持っており、この研修の成果として望まれるリーダーシップ・スキルに焦点を当てていない。「クラブ・リーダーシップ研修セミナー」と変えることにより、ガバナー・エレクト研修セミナー(GETS)、地区チーム研修セミナー(DTTS)、会長エレクト研修セミナー(PETS)などの他の研修との一貫性ができ、これらの研修セミナーの中での関連性が明らかになる。

(修正動議)地区研修協議会に変更を...DTA

本制定案の採決⇒288対226にて採択

44

13-65 ロータリーの綱領に新世代の奉仕 と育成に関する第5項目を追加する件 (日本、埼玉県、川口西RC)

新世代に奉仕・交流プログラムの実践を通じて、奉仕の理想の理解を促し、青少年が指導者としての資質を伸ばし、国際間の親善と世界平和に貢献できる担い手となる。

提案理由・・・2010年規定審議会で新世代奉仕が5大奉仕部門に新たに加わったが、現状の綱領は新世代奉仕に触れていない。5大奉仕がロータリーの基本原則である以上、ロータリーの綱領と5大奉仕部門に整合性が必要である。

理事会付託

45

13-69 第五奉仕部門を改正する件 (英国、オーストラリア)

第5項新世代奉仕を青少年奉仕に変更

提案理由・・・2010年規定審議会における当初の立法案は第五の奉仕部門の名称として「青少年奉仕」を創設するものであり、青少年プログラムの対象となるグループを具体的かつ正確に表現するものであった。多くの国で青少年たちは「新世代」という言葉が曖昧で横柄な言い方であり、受け入れがたいと感じている。

採決⇒308対205にて採択

46

13-86 ガバナーの任務を改正する件 (フランス)

公式訪問の折にクラブの定款や細則が規定審議会の結果に従い、RI組織規定に準拠したものかどうか確認する

提案理由・・・規定審議会によって改正された場合、往々にしてクラブの定款および細則がすぐに更新がされなかったり、全く更新されなかったりすることがある。本制定案は、各クラブの定款および細則が、国際ロータリーの組織規定を順守したものであり、特に各規定審議会の開催後には更新されるよう計らうものである

採決⇒292対225で採択

47

13-90 「ガバナー・デジグネート (governor-designate)」の肩書を 新設する件(フィリピン)

ガバナーに指名された時にガバナー指名者となり、就任2年前の7月1日よりガバナー・ノミニーとなる

提案理由・・・ガバナーとして選出されたロータリアンは、ガバナー・ノミニーという肩書および役職を、前年度に選出されたガバナー・ノミニーと共有することとなる。このため、本制定案は、この後継者間の区別を明確化し、各人を特定するために、新たに「ガバナー・デジグネート(governor-designate)」の肩書を新設する。

修正案でガバナー・ノミニー・デジグネート(指名する、任命する)に変更

採決⇒306対197で修正案採択

48

**13-103 試験的プロジェクトに参加できる
クラブの数を200 から1,000 に増やす件
(理事会)**

パイロット・プロジェクトに参加できるクラブ数を従来の200から1000に増加する

提案理由・・・ロータリーの業務や運営方法を向上させるような新しいアイデアを試行する機会をもっと多くのクラブに与えることは、クラブのためになるだけでなく、試験的プロジェクトの良い点と悪い点について理事会が理解するための洞察を与えることにもなる。

採決⇒447対69で採択

49

**13-104 E クラブの所在地に関する
規定を改正する件(インド)**

所在地を全世界とするか、または、クラブ理事会の決定によって決められる

提案理由・・・現行の定義は全世界またはRI 理事会が決定したものとなっている。クラブは自治的な組織である。従ってE クラブは会員基盤を特定の地域に制限することにより一月あるいは一年に何度か、会員が直接顔を合わせる例会を義務付けた複合クラブを設立する可能性を残す権限を持つべきである。

採決⇒276対231で採択

50

**13-105 クラブ自治権について規定する件
(日本、姫路RC 佐賀RC)**

RI定款、RI細則、標準RC定款に矛盾することのない範囲でクラブに自治権を与える

提案理由・・・ロータリー・クラブがRI 定款、RI 細則、標準ロータリー・クラブ定款に矛盾しないやり方で活動する限り、「自治権を有する」ことを規定するものである。本制定案はまた、各クラブの理事会がクラブの各委員会の設置ならびにクラブのプロジェクトの実施に関し、自治権を有することを明確にするものである。

採決⇒204対310にて否決

51

野口清・代表議員(世話人)



52

**13-109地区の境界を変更する理事会の
権限を改正する件(秋田、青森両地区)**

最低会員数を1200名から1100名に変更

提案理由・・・現在、RI 細則の暫定規定により、2012 年7 月1 日までは、改正を要望している箇所は、1,000 という数になっている。変更を要望する理由として、現在ロータリアン数が1,100 前後の地区は、地勢の状況から地区内移動の困難な地域が多数であり、当該地区が合併等の事態になった場合、地区内移動がより困難になることは明白であるからである。また、合併等をしたがために会員数の減少を招くことも想定される。地区の減少による事務局の支援経費減を求めて、かえって会員数の減少で会費減というRI収入の減少になるのでは本意ではないと考えられる。

採決⇒288対229で採択

53

**13-119 印刷されたロータリー雑誌を受け取るか、イン
ターネットを通じて受信するかを選択肢を、米国および
カナダ以外の国のクラブに与える件
(フィンランド、オランダ、デンマーク、スウェーデン)**

提案理由・・・米国およびカナダ以外の国のロータリアンに、印刷版の機関雑誌を受け取る代わりに、インターネットを通じた電子版の機関雑誌を受け取る選択肢を与えるものである。

採決⇒410対95で採択

54

**13-126 人頭分担金を増額する件
(理事会)**

人頭分担金を半年に、

2014～15年度にUS\$27.00

2015～16年度にUS\$27.50

2016～17年度にUS\$28.00 に値上げする

※カードによる賛否方法により採択

55

**13-128 各クラブが支払う半期人頭分担
金の最低額をなくす件(イギリス)**

提案理由・・・クラブは、各年度のはじめに、実際の会員数に基づいて人頭分担金を支払う責任のみを有すると、Kennington ロータリー・クラブは信じている。会員が10 名を下回るクラブに財務的な罰を課すべきではない。

採決⇒264対244で採決

56

13-130 自然災害時に人頭分担金を減免 または猶予する件(日本、釧路北RC)

提案理由・大災害の状況で、被災地区やクラブからRIIに要請があった場合には、理事会の決定により、人頭分担金の減免または支払い猶予をできると定款に明記していただきたい。今回の東日本大震災では、実際に減免請求が出され、理事会の決定で承認されましたが、地区分担金に関してはRIの人頭分担金の免除項目がRI細則にないため、地区によっては承認されなかった経緯があったからです。

採決⇒348対145で採択A

57

小船井代表議員(世話人) 第2500地区・釧路北RC



58

13-137 規定審議会の開催時期を10月、 11月または12月とし立法案提出の期日 を変更する件(日本、兵庫県、洲本RC)

提案理由・本制定案は規定審議会の開催の時期を現在より6カ月早めることにより採択制定案がクラブに浸透しやすく、地区協議会、クラブの新年度の委員会計画に反映されやすく、手続要覧も年度の早い時期から利用できる。

採決⇒261対252で否決R(三分の二未満)

59

13-140 立法案を制定案に限定する件 (イギリス)

提案理由・いかなるクラブまたは地区も、RI理事会への建議案を提出することにより、特定の事柄に関する決定のため、理事会に案を提出または請願を出すことができる。これによって、通常、3年に1度しか行われない規定審議会に決議案を提出するよりも迅速にRI理事会からの返答が得られる。

(※RI理事会も同様の立法案提出を予定していたが提出しなかった)

採決⇒105対383で否決

60

決議案

61

13-153新しい種類の会員(準会員)の導入を提案するための立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請する件(オーストラリア)

提案理由・準会員の試験的プログラムを完了させ、正式にこの新しい会員の種類を導入するための立法案を、次の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請するものである。

採決⇒284対219で採択A

62

13-157 ロータリーの綱領の第2項に掲げる職業に関する既定を真摯に受け止め、 ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励するようRI理事会に要請する件 (日本、神奈川県、茅ヶ崎湘南RC)

提案理由・世界中のロータリアンが、ロータリアンの綱領の第2項の示す価値観についてロータリアンの職業奉仕の指針であることを認識し、各自の職業に生かすことにより、来るべき世界がより良くなることが期待される。

採決⇒264対240で採択

63

13-168ロータリー・リーダーシップ研究会を(RLI)を、RI傘下の組織またはRIの常設プログラムとして指定することを検討するよう、RI理事会に要請する件 (日本の6地区を初め30地区から提案)

2004年規定審議会は、RLIをRIの試験的プログラムとするよう理事会に要請する決議を採択したが、理事会はこの決議を実施することを否決した。新会員と未来のクラブ・リーダーの研修であるロータリー・リーダーシップ研究会(RLI)の多地区合同奉仕活動を、公式なロータリー傘下の組織またはRI常設プログラムとして認証するよう、RI理事会に再度、要請することである。採決⇒332対181で採択

64

13-172 ローターアクトの年齢制限を35歳に引き上げることをRI理事会に要請する件(新潟南RC、静岡、山口宇部RC、フィンランド、米国、フランス)

提案理由・・日本の場合、ローターアクト・クラブへの入会年齢が遅く、就職をして仕事に慣れた25歳頃に、ローターアクトの活動に目が向くようになる。このためローターアクトがローターアクト・クラブに所属していただける期間は、30歳までの5年間しかない。充実した活動をするためには、できれば10年の年数が必要になる。

採決⇒148対350で否決

65

13-175 青少年交換プログラムの対象をロータリアンの子弟に限定することをRI理事会に要請する件(日本、兵庫県、神戸東RC)

提案理由・・ロータリー章典41.080.7(2009年1月理事会会合、決定152号)の資格条件ではロータリアンかクラブあるいは地区により推薦された青少年であれば、誰でも参加できるとされている。しかし現在の社会環境、情勢に鑑み、危機管理上未成年を交換する場合、ロータリアンの子弟に限定したほうが様々な問題点を回避することができ、奉仕事業運営上、望ましいと考えられる。

採決⇒59対443で否決

66

ポール・ハリス墓碑
マウントホープ霊園



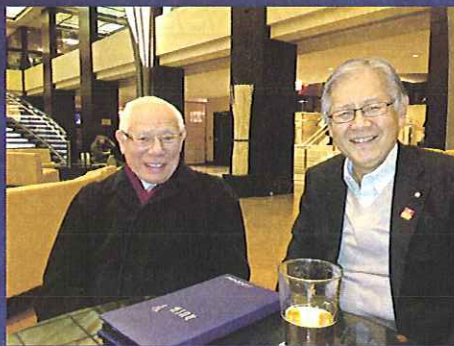
67

シルベスター・シール墓碑
マウントホープ霊園



68

田中作次 RI会長と



69

規定審議会報告会

ご協力に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

70